

石川県海面利用協議会規約

第1 目的

海面における漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため、石川県海面利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 職務

協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (2) 海区漁業調整委員会の諮問に応じて、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (3) 前号に定める事項のほか、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項その他海面における遊漁に関する事項について、海区漁業調整委員会に意見を述べること。

第3 組織

- (1) 協議会の委員は、知事が委嘱した次に掲げる者により構成する。
 - ア 県内に住所を有する漁業協同組合員2名
 - イ 県内に住所を有する遊漁関係者であって、漁業協同組合員以外の者2名
 - ウ 県内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であって、上記以外の者2名
 - エ 学識経験を有する者4名
- (2) 協議会に会長を置く。会長は、委員の中から互選する。ただし、委員が会長を互選できないときは、知事が委員の中からこれを選任する。
- (3) 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

第4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、3年とする。
- (2) 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、その任期が終了しても、後任の委員が就任するまでの間、なおその職務を行う。

第5 委員の解任

知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。

第6 会議

- (1) 協議会は、会長が召集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選及び指定されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの協議会は、知事が召集する。
- (2) 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 協議会の会議の傍聴は、これを妨げない。
- (4) 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

第7 雑則

以上のほか、協議会は、その会議を経て、その職務の遂行に関し、必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 この規約は、平成6年10月17日から施行する。
- 2 協議会の当初の委員の任期は、第4の(1)の規定にかかわらず、平成8年4月30日までとする。
- 3 石川県漁場利用調整協議会規約(昭和45年12月3日)は、廃止する。

附 則

この規約は、令和元年11月21日から施行する。